

新潟県医師国民健康保険組合同規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、新潟県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所を新潟市中央区医学町通2番町13番地新潟県医師会館内に置く。

(地区)

第4条 組合は、新潟県の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、「新潟県医師会報」に掲載して行う。

第2章 組合員及び被保険者

(組合員の範囲)

第6条 組合員は次の四種とし、第4条の地区内に住所を有する医療及び福祉の事業又は業務に従事する者とする。

- (1) 第1種組合員 新潟県医師会会員である医師
- (2) 第1種後期高齢組合員 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者で、新潟県医師会会員である医師
- (3) 第2種組合員 第1種組合員又は第1種後期高齢組合員の開設又は管理する医療機関又は福祉施設に勤務する従業員
- (4) 第2種後期高齢組合員 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者で、第1種組合員又は第1種後期高齢組合員の開設又は管理する医療機関又は福祉施設に勤務する従業員

2 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(被保険者の範囲)

第6条の2 組合は、次の各号に定める者を被保険者とする。ただし、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者は除くものとする。

- (1) 第1種組合員及び第2種組合員並びにその組合員の世帯に属する者
 - (2) 第1種後期高齢組合員及び第2種後期高齢組合員の世帯に属する者
- (加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、自己との続柄、職業、使用される事業所名、前住所及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。

2 前項の加入の申込をした者は、常務理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。

（変更の届出）

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

（後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出）

第7条の3 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者が組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

（脱退）

第8条 組合員は、組合を脱退するには、1月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。

（除名）

第9条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

(1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6カ月を経過したにも拘らず保険料を納付しないとき。

(2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込に当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保険給付

（一部負担金）

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第10条の2 削除

第10条の3 削除

（出産育児一時金）

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育

児一時金として 488,000 円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに 12,000 円を加算するものとする。

- 2 前項の規定に拘らず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第 13 条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 12 条 削 除

（葬祭費）

第 13 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、次の額を支給する。

- (1) 第 1 種組合員が死亡した場合 500,000 円
(2) 第 1 種組合員以外の被保険者が死亡した場合 100,000 円

- 2 前項の規定に拘らず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（傷病手当金）

第 14 条 組合は、加入期間 1 年以上の被保険者である組合員（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 37 条第 1 項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第 33 条の 16 第 1 項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く。）が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第 8 条第 23 項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第 15 日目から事業又は業務に服することができない期間、1 日につき次の各号による傷病手当金を支給する。

- (1) 第 1 種組合員 5,000 円
(2) 第 2 種組合員 3,000 円

- 2 傷病手当金の支給期間はその支給を始めた日から起算して、通算 365 日をもって限度とする。ただし、2 年以前のもの通算日数に加えない。

- 3 前項の規定に拘らず、支給満了後も療養を継続している場合を除き、支給期間満了の翌日より起算して 1 年を経過したときは、前項の規定（ただし書を除く。）による支給を開始するものとする。

第 4 章 保健事業

(保健事業)

第 15 条 組合は、法第 7 2 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査
- (2) レクリエーション
- (3) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第 16 条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第 5 章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第 17 条 組合員は、保険料として、次の各号に掲げる額の合計額を毎月組合に納付しなければならない。

- (1) 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者の保険料は、次の区分による額とする。

ア 第 1 種組合員平等割	20,000 円
イ 第 1 種組合員所得割	別 表
ウ 第 2 種組合員平等割	10,500 円
エ 組合員を除く被保険者均等割 1 人について	7,000 円

別表 第 1 種組合員所得割表

級	所 得	保険料金額
1	400 万円未満	0 円
2	400 万円以上 ～ 800 万円未満	4,000
3	800 ～ 1,200	8,000
4	1,200 ～ 1,600	12,000
5	1,600 ～ 2,000	16,000
6	2,000 ～ 2,400	20,000
7	2,400 万円以上	24,000
特 例	個人病院、法人病院及び法人診療所の開設者、管理者である第 1 種組合員は 7 級とする。	

- (2) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者の保険料は、1 人につき 5,000 円とする。

- (3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 項に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の保険料は、1 人につき 5,500 円とする。

(所得割の算定基礎)

第 18 条 前条第 1 号イに定める所得割の算定基礎となる所得額は次の区分によるものとする。

区 分	所 得 額
(1) 診療所を開設し管理している組合員（自らは開設していないが、実態として経営の主体とみられる者を含む。）	ア 診療所の経営主体が個人の場合 前年中の医業所得額
(2) 上記以外の組合員	イ 勤務している者 前年分の給与所得額 ウ 給与所得の無い者 前年分の確定申告の所得金額合計額

2 前項の所得額を届出するための手続、その他その実施について必要な事項は、理事長が定める。

（所得額の報告）

第 19 条 第 1 種組合員は、毎年 3 月 15 日までに（年度の中途に納付義務が発生したものにあっては、その発生した日から 7 日以内に）第 18 条に定める所得額を組合に報告しなければならない。

（賦課期日）

第 20 条 保険料の賦課期日は毎月 1 日とする。

（納 期）

第 21 条 保険料は毎月末日までに、これを納付しなければならない。

（保険料の変更）

第 21 条の 2 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、第 17 条の規定に基き算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、第 17 条の規定に基づき算定した額とする。

（納額告知）

第 22 条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

（督促手数料）

第 22 条の 2 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について 100 円とする。

（延滞金）

第 22 条の 3 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上であるときは、当該金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計

算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- (1) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- (2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- (3) その他特別な事由があると理事長が認めた場合。

（保険料の納付期限の延長）

第23条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又その資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第24条 理事長は、次に該当する者のうち、必要があると認められるものに対しその申請によって保険料を減免する。

- (1) 災害等により、生活が著しく困難となった者又は、これに準ずると認められる者。

（未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減）

第24条の2 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の12月以降に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者1人につき12,000円を充てることとする。

（産前産後期間相当分の保険料軽減）

第24条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日（出産日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

第6章 組合会

（組合会議員の定数）

第25条 組合会議員の定数は、35人とする。

（組合会議員の選挙及び選挙区）

第26条 組合会議員の選挙は、各選挙区に委託して行う。

- 2 選挙の方法について必要な事項は、別に定める。
- 3 選挙区は、郡市支部の区域による。

（任期）

第27条 組合会議員の任期は、選挙後最初の通常組合会開催日より、2年後の通常組合会開催日の前日までとする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（組合会の議決事項）

第 28 条 組合会は、法第 27 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 特別積立金の繰替使用
 - (2) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
 - (3) その他重要な事項
- （組合会の種類）

第 29 条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

（組合会の招集）

第 30 条 通常組合会は毎年 7 月において理事会の議決により招集しなければならない。

第 31 条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

（組合会の招集手続）

第 32 条 組合会の招集は、会日の 1 週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

（緊急決議）

第 33 条 組合会においては、出席した議員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第 27 条第 1 項に掲げる事項についてはこの限りでない。

（組合会議長・副議長）

第 34 条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

（組合会の議事録）

第 35 条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した議員 2 名が署名しなければならない。

第 7 章 役員及び職員

（役員選挙及び定数）

第 36 条 役員は、別に定めるところにより、組合員の中から組合会において選挙する。

2 理事の定数は、11 名とする。

3 監事の定数は 2 名とする。

（理事長）

第 37 条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

（副理事長）

第 38 条 理事のうち 1 名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

（常務理事）

第 39 条 理事のうち 1 名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

（法令遵守（コンプライアンス）担当理事）

第 39 条の 2 理事のうち 1 名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

（役員任期）

第 40 条 理事及び監事の任期は、その選挙が行われた組合会終結の時から、選挙後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常組合会の終結のときまでとする。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

（役員選挙）

第 41 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 をこえる者が欠けたときは、3 月以内に補充しなければならない。

（理事の職務）

第 42 条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（監事の兼職の禁止）

第 43 条 監事は、組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

（監事の職務）

第 44 条 監事はいつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

（報酬及び費用の弁償）

第 45 条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

（役員解任）

第 46 条 第 1 種組合員及び第 1 種後期高齢組合員は、第 1 種組合員及び第 1 種後期高齢組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から 1 週間前までにその請求に係る役員に第 1 項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第 1 項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

（職員）

第 47 条 この組合に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務長 1 名

(2) 書記 若干名

- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実にこなわなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 書記は、事務長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第48条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を役員に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 3 理事の過半数又は監事総員から理事会の召集の請求があった場合には、理事長はできるだけ早くこれを招集しなければならない。
- 4 組合会議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の決定事項)

第49条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- (2) 組合業務運営の具体的方針の決定
- (3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (4) その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第50条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第51条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第52条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かななければならない。

- 2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第53条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料、及び手数料

- (2) 補助金
- (3) 寄附金その他の収入
(特別会計)

第 54 条 この組合は、組合会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(別途積立金)

第 54 条の 2 組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、当該年度の剰余金の中から別途積立金を積み立てることができる。

2 別途積立金は、次の各号の何れかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 組合の財政事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 特に必要と認める場合、組合会の議決を経たとき。

(積立金)

第 54 条の 3 組合は、次の各号に掲げる積立金を積立てることができる。

- (1) 役員退職慰労金支給のための役員退職慰労金積立金
- (2) 職員退職手当支給のための職員退職給与積立金

2 第 1 項に規定する積立金は、各号に掲げる目的以外に使用してはならない。

(財産管理)

第 55 条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は、金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 56 条 理事は、決算の認定を付議する通常組合会の 1 週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第 1 項の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第 57 条 組合員は、総組合員の 3 分の 1 以上の同意を得て、いつでも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第 10 章 支 部

(支 部)

第 58 条 この組合に支部を置く。

2 支部は、各郡市医師会の地区ごとに設置する。

(支部長の選任及び権限)

第 59 条 支部長は、原則として当該郡市医師会長をもってこれに充て、理事会が別に定める組合の業務を行う。

第 11 章 雑 則

(規則及び規程)

第 60 条 この規約の定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により規則又は規程をもって別にこれを定める。

第 12 章 罰 則

第 61 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10 万円以下の過怠金を課する。

第 62 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過怠金を課する。

第 63 条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第 64 条 前 3 条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 65 条 第 61 条から第 63 条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

(規約の廃止)

2 新潟県医師国民健康保険組規約(昭和 35 年 2 月 1 日)は、廃止する。

(延滞金の割合の特例)

3 第 22 条の 3 に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則

この規約は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 42 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、次の組合会議員選挙から施行する。ただし第 27 条の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用し、現に組合会議員であるものの任期は、昭和 47 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 48 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた傷病手当金の計算については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日以後の出産及び死亡について適用する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 14 条の規定は昭和 50 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 12 条並びに第 14 条の規定は昭和 52 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 14 条の規定は昭和 56 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約第 61 条及び第 62 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

附 則

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 59 年 7 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の国民健康保険組規約第 21 条の 2 は、この規約の施行の日以降の保険料の納付義務の消滅又は被保険者数の減少に係る保険料の額の変更から適用する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約第 12 条の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第 11 条第 1 項の規定は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく助産費の支給について適用し、施行日前の出産に基づく助産費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新規約第 61 条の規定は、施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第14条の規定は平成4年4月1日以後に給付事由が生じたものについて適用する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年10月1日から施行する。ただし第4章の章名の改正規定及び第14条から第16条までの改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、第10条第1項第3号（削除）及び第10条の2の規定は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 第11条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 3 第10条の3第1項の規定は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第17条第2号及び第21条の2の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規約第61条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 新規約第62条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第 10 条の第 2 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の診療分より適用する。
- 3 新規約第 17 条第 2 号の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の保険料について適用する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約第 11 条第 1 項の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以後に給付事由が生じたものについて適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以後の組合会議員の選挙から適用する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第 2 条に規定する政令で定める日までの間、第 17 条中「後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」と、「後期高齢者支援金の納付」とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」とする。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規約施行日前に出産した被保険者に係る新潟県医師国民健康保険組規約第 11 条の規定に

よる出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の 2 の改正規定については、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第 10 条の 3 第 2 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の診療分から適用する。また、平成 23 年 7 月 31 日以前に改正前の第 10 条の 2 に掲げる医療を受けた場合の同条の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に出産した被保険者に係る新規約第 11 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 4 この規約による改正後の新規約第 22 条の 2、第 22 条の 3 及び附則 3 項の規定は、施行日以後に行う督促及び納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に行う督促及び納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第 10 条の 3 第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の診療分から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第 10 条の 3 第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療分から適用する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に改正前の第 10 条の 3 に該当する一部負担金の支払いがあった場合の同条の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る新潟県医師国民健康保険組規約第 11 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規約の施行日前にこの規約改正前の新潟県医師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされている加入の申し込みは、この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされた加入の申し込みとみなす。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
(保険給付の適用)
- 2 この規約による改正後の新潟県医師国民健康保険組合規約第14条の規定は、令和3年4月1日以後に給付事由の生じたものについて適用し、この規約の施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。また、第14条の2から第14条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。
(組合会議員の任期の特例)
- 3 令和3年4月1日において組合会議員の職にある者の任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、令和4年度通常組合会の前日までとする。
(理事及び監事の任期の特例)
- 4 令和3年4月1日において理事及び監事の職にある者の任期は、第40条第1項の規定にかかわらず、令和4年度通常組合会の終結のときまでとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の前日に出生した被保険者に係る出生育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の前日に出生した被保険者に係る出生育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年12月18日に施行し、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規約の適用の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の適用の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。